

単位認定・卒業認定・称号授与方針（ディプロマポリシー）

熊本歯科技術専門学校は、教育理念・教育目標に基づき定められた歯科技工士科・歯科衛生士の教育目標の達成に向けて、各科で養成する歯科医療専門職に必要な知識・技術や人間性豊かで社会に的確に順応できる「人間力」を身につけ、卒業に必要な単位を修得した学生に対し卒業を認定するとともに「専門士」の称号を授与します。

単位認定については、学則第10条第5項に定めている。（以下学則記載）

第10条

- 5 単位の認定は、講義、実習等を必要な時間数以上を受けているとともに、本学則第12条及び第13条に基づき教務会議において当該科目の内容を修得していることを確認して校長が認定する。

卒業認定・称号授与については学則第25条及び第26条に定めている。（以下学則記載）

- 第26条 全科目を履修し単位を取得した者に対し、教務会議の決議を経て校長が卒業を認定する。

- 2 校長が卒業を認定した者に対し、卒業証書を授与する。

- 第27条 全科目に合格し、課程を修了したと認めた者には、専門士（医療専門課程）の称号を授与する。